

INSURANCE NEWSLETTER

2022年5月号 (Vol.8)

I. 保険に関するニュース：2021年12月～

II. 外貨建保険の販売会社における
比較可能な共通 KPI について

森・濱田松本法律事務所

弁護士 吉田 和央

TEL. 03 6266 8735

kazuoyoshida@mhm-global.com

弁護士 福島 邦真

TEL. 03 5293 4930

kunimasa.fukushima@mhm-global.com

INSURANCE NEWSLETTER では、保険に関するニュースとともに、近時のトピックをご紹介します。今回のトピックとしては、外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI について取り上げます。

I. 保険に関するニュース：2021年12月～

1. 保険業法施行規則・監督指針等の改正

① 顧客に対して公的保険制度の適切な情報提供を行うこと等を監督上の着眼点として明確化する旨の監督指針の改正（12月28日付）

公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、保険募集人等が公的保険制度について適切に理解をし、その上で、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解した上でその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化する保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」といいます。）の改正がされています¹。

今回の改正は、監督指針として盛り込まれたものであり、公的保険制度について一律に情報提供義務を課すものではなく、全ての顧客に対して必ず実行すべき行為規制として位置付けられるものでもありません²。そのため、公的保険制度を重要事項説明書といった法定書類に盛り込む対応は必須ではなく、取り扱う商品の特性や募集形態に応じた柔軟な対応も許容されると考えられます。

また、パブリックコメント手続においては公的保険制度の周知は政府や金融庁が行うべきとのコメントが寄せられていたところ、金融庁ウェブサイト上に公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定であるとの回答がありました³。実際に、金融庁は、2022年3月11日、公的保険制度を解説するポータルサイ

¹ 令和3年12月28日金融庁「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（<https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20211228/20211228.html>）、コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方を、以下、「公的保険パブコメ回答」といいます。

² 公的保険パブコメ回答2番、8番、25番。

³ 公的保険パブコメ回答1番等。

INSURANCE NEWSLETTER

トの開設を行っています⁴。ポータルサイトでは、以下のようにリスクごとに民間保険の対応関係を示した上で、関連する公的制度の概要等が紹介されており、資料はプリントアウトすることによりリーフレットとして活用することも可能となっています。

リスク	公的保険制度等	主な民間保険
ケガ・病気	公的医療保険（健康保険/国民健康保険/後期高齢者医療制度・高額療養費制度・傷病手当金） 医療費助成制度（子ども医療費助成制度、指定難病医療費助成制度等）	傷害保険 医療保険 がん保険 等
（業務上・通勤途上のケガ・病気）	労災保険	労働災害総合保険 等
老齢	公的年金（老齢年金）	個人年金保険 等
死亡	公的年金（遺族年金）	死亡保険（終身・養老・定期）等
介護・認知症	公的年金（障害年金） 公的介護保険 等	介護保険 認知症保険 等
障害	公的年金（障害年金） 自立支援医療 障害福祉サービス	身体障がい保険 所得補償保険 就業不能保障保険 等
失業	雇用保険	

② 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正、個人データの漏えい等の発生時に当局への報告を義務付ける施行規則改正（3月24日付）

個人情報保護法の改正を受け、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」が改正されました⁵。

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」11条に規定される個人データ等の漏えい等の報告等については、保険業法施行規則（以下、「施行規則」と

⁴ 令和4年3月11日金融庁「公的保険制度を解説するポータルサイトの開設について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20220311.html>)

⁵ 令和4年3月24日個人情報保護委員会事務局、金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の一部改正（案）に対する意見募集の結果等について
(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220324-2/20220324-2.html>)

INSURANCE NEWSLETTER

います。)にも義務が規定されている点に留意が必要です。すなわち、保険会社が取り扱っている個人である顧客に関する情報(個人データ)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官に(施行規則 53 条の 8 の 2)、保険募集人又は保険仲立人の場合には財務局長等に(施行規則 227 条の 9 の 2)、速やかに報告する等の義務が規定されました⁶。「速やか」とは、報告対象事案の態様等、個別の事案によって異なるところ、目安として、金融機関が当該事態を知った時点から概ね 3~5 日以内という考え方が示されています⁷。また、保険会社が保険募集人に個人データの取扱いを委託している場合において、委託先である保険募集人において個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、委託元である保険会社と委託先である保険募集人の双方が監督当局に報告をする義務を負うとされ、その場合の報告につき当該保険募集人と当該保険会社の連名で報告することは妨げられないとされています⁸。

なお、従来は、改正前の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」2-6-1 において、漏えい事案等が発生した場合には監督当局等への報告義務が課せられていたところ、上記改正は、この報告義務を保険業法上明確化するためになされたものとも評価できます⁹。

③ 保険代理店の作成・提出する事業報告書の様式の改正等の施行規則、監督指針の改正案の公表(4月12日付)

2016年5月29日に施行された保険業法の改正により、規模が大きい特定保険募集人(施行規則 236 条の 2)に該当する保険代理店については、施行規則別紙様式 25 号の 2 又は 25 号の 3 に規定する事業報告書の作成・提出が義務付けられました。この改正から 5 年以上が経過し、モニタリングの端緒としてより有効に活用するとともに、保険代理店の作成負担の軽減を図りつつ、保険代理店による自律的な体制整備等にも活用できるよう、報告書における必要な情報を選別・再検討の上、様式の改正など、所要の改正を実施する施行規則及び監督指針の改正案が公表されています¹⁰。

⁶ 令和 4 年 3 月 24 日金融庁「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対する意見募集の結果等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220324/20220324.html>)、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対する意見募集の結果について」を、以下、「規則パブコメ回答」といいます。

⁷ 信用金庫法 109 条の 2 につき、規則パブコメ回答 7 番参照。

⁸ 規則パブコメ回答 10 番。

⁹ 信用金庫法 109 条の 2 につき、規則パブコメ回答 5 番参照。

¹⁰ 令和 4 年 4 月 12 日金融庁「「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20220412/20220412.html>)

INSURANCE NEWSLETTER

④ 特定早期解約とクーリング・オフの調整に関する施行規則の改正(4月28日付)

「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴い、顧客の行うクーリング・オフの申出が電磁的記録により行うことが可能となったことを踏まえ、特定早期解約とクーリング・オフの調整に関する施行規則 53 条の 12 が改正され、5 月 9 日に施行されました¹¹。クーリング・オフの電磁的行使対応については、[2021 年 12 月号 \(Vol.7\)](#) をご参照ください。

2. 「火災保険水災料率に関する有識者懇談会」報告書の公表

火災保険水災料率に関する有識者懇談会は、水災リスクに応じた火災保険料率の細分化のあり方や、損害保険会社等が取り組みを進める上での留意点等について検討を行い、令和 4 年 3 月 31 日に報告書を公表しました¹²。

現状の課題として、火災保険の現状、水災料率の課題と保険会社の対応を挙げた上で、意見とりまとめ結果として水災料率細分化の方向性・留意点が盛り込まれています。細分化によるリスクアナウンスメント効果の実効性を高める観点から、損害保険会社においては、最新のリスク情報の収集に努め、引き続き水災リスクをはじめとする各種リスク情報の提供等に努める必要があるとされ、水災料率細分化実施後の保険募集等に際しては、細分化の考え方や料率適用の状況等について、顧客に対して丁寧な説明を行うことが期待されるとされています。

II. 外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI について

1. 共通 KPI の公表

2022 年 1 月 18 日、顧客本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者の選択にさらに資するとともに、顧客が各業態の枠を超えた商品の比較を容易にする観点から、投資信託と類似の機能を有する金融商品として比較推奨が行われている外貨建保険についても、投資信託の共通 KPI と同様の基準で定義した①運用評価別顧客比率、②銘柄別コスト・リターンの指標が公表されました¹³。典型的には投資信託や外貨建保険を販売する金融機関代理店等における KPI の公表が期待されますが、保険商品を提供する保険会社においても留意を要する動きといえます。

①運用評価別顧客比率は、基準日に外貨建保険を保有している各顧客（顧客が複数の契約に加入している場合は、複数の顧客とみなします）について、購入時以降のり

¹¹ 令和 4 年 4 月 28 日金融庁「「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/shouken/20220428/20220428.html>)

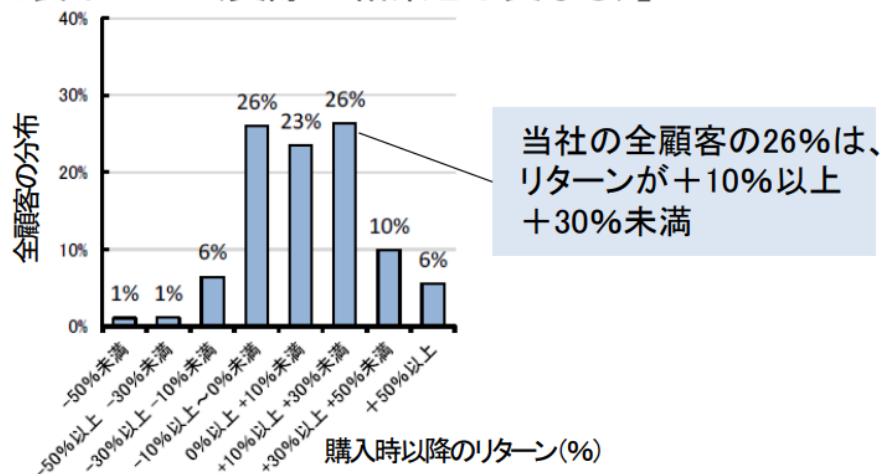
¹² 令和 4 年 3 月 31 日金融庁「「火災保険水災料率に関する有識者懇談会」報告書の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20220331.html>)

¹³ 令和 4 年 1 月 18 日金融庁「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20220118/20220118.html>)

INSURANCE NEWSLETTER

ターンを算出し、全顧客を 100%とした場合のリターン別の顧客分布を示したものです。購入時以降のリターンは「基準日の解約返戻金額+基準日の既支払金額-契約時点の一時払保険料（いずれも円換算）」を「契約時点の一時払保険料（円換算）」で除した割合です。公表イメージは以下のとおりです¹⁴。

【公表イメージ(実際の結果とは異なる)】



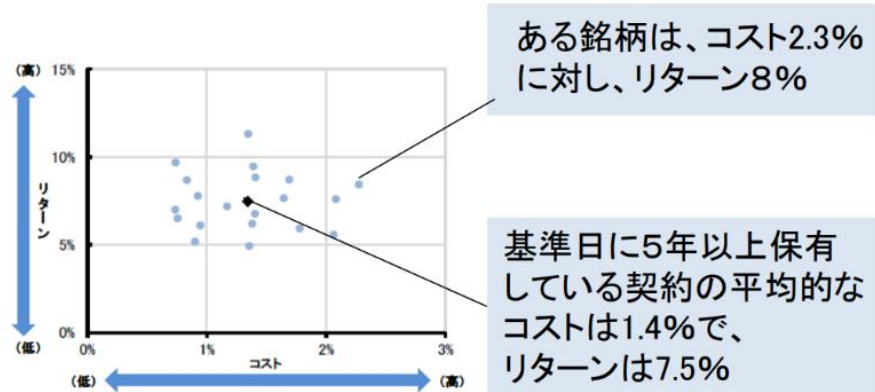
(出典) 金融庁ウェブサイト (脚注 14)

② 銘柄別コスト・リターンは、外貨建保険の各銘柄について、平均コストと平均リターンをプロット (最大 20 銘柄) したものです。平均コストについては、基準日に 5 年以上保有している契約について、各契約の新契約手数料率と継続手数料率 (支払累計) の合計値を契約期間 (経過月数) で年率換算したものを、各契約の一時払保険料で加重平均した値となります。平均リターンについては、基準日に 5 年以上保有している契約について、各契約の契約時点の一時払保険料に対する、基準日時点の解約返戻金額+基準日までの既支払金額の増加率を年率換算したものを、各契約の一時払保険料で加重平均した値となります。公表イメージは以下のとおりです。

¹⁴ 令和 4 年 1 月 18 日金融庁「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI を用いた分析」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20220118/02.pdf>)

INSURANCE NEWSLETTER

【公表イメージ(実際の結果とは異なる)】



(出典) 金融庁ウェブサイト (脚注 14)

上記 2 つの指標は、顧客が各業態の枠を超えた商品の比較を容易にする観点から、投資信託の共通 KPI と同様の基準で定義されたものです。但し、投資信託で導入されている預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターンについては、外貨建保険では金融事業者が算出に必要なデータの蓄積がなされていないこと等、検討すべき課題を有するため、現時点で同様の基準で定義した共通 KPI の導入は見送り、今後検討を進めていくとされています。

また、保険は投資信託と異なり保障機能を有するものの、上記 2 つの指標中のリターンにはこの機能が反映されていないため、リターンのみをもって投資信託と単純に比較することは必ずしも適切ではないことに留意が必要であるとされています。そこで、各事業者が外貨建保険の共通 KPI を公表するにあたっては、

- ✓ 外貨建保険は、保障と運用を兼ねており、満期や死亡の際には保険金が支払われます。解約時には解約返戻金が支払われますが、保険商品は長期保有を前提としており、特に、契約後の早い段階に解約した場合に受け取る解約返戻金は、一定額の解約控除等により、一時払保険料を下回る場合が多くあります。
- ✓ 解約返戻金は基準日時点の為替レートで円貨換算しており、満期まで保有した場合や、外貨で受け取る場合の評価とは異なります。

と定性的に記載することとされています。

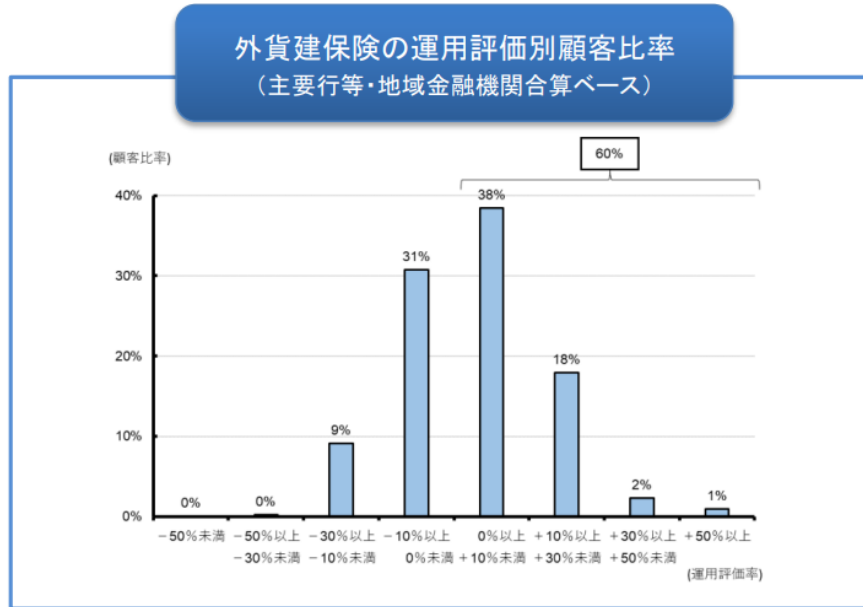
2. 共通 KPI の分析

金融庁は、上記の共通 KPI の公表とあわせて、主要行等 9 先及び地域金融機関 25 先から得た結果に基づいて行った試行的な分析結果を以下のとおり公表しています。なお、分析結果はあくまで一部金融機関の数値をまとめたものであり、金融機関全体の実態を反映したものではない点には注意が必要です。

INSURANCE NEWSLETTER

(1) 運用評価別顧客比率について

外貨建保険では、主要行等 9 先・地域金融機関 25 先合算ベースで、60%の顧客の運用評価率がプラスである一方、40%の顧客の運用評価率がマイナスであったとのことです。

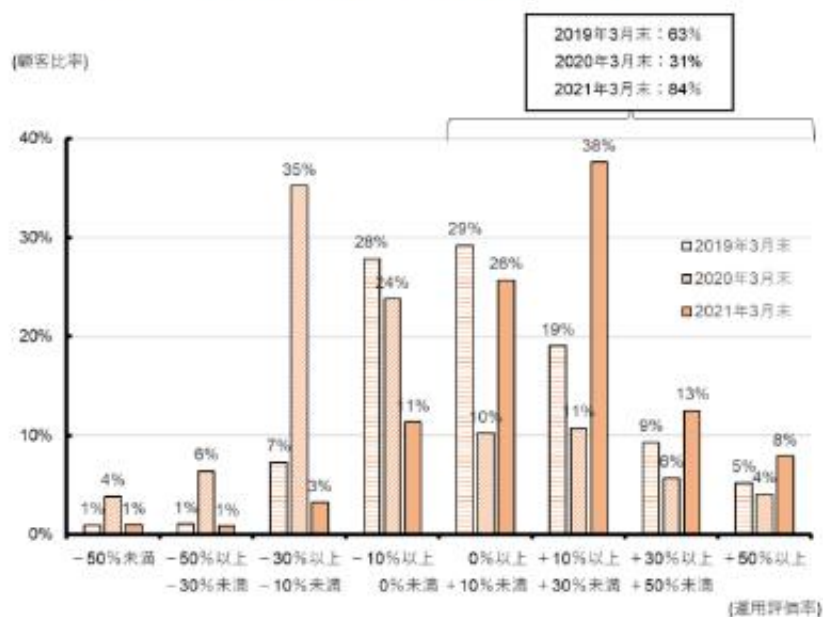


(出典) 金融庁ウェブサイト (脚注 14)

一方、投資信託では、直近の 21 年 3 月は株式市場の高騰等により 84%がプラスとなっていますが、20 年 3 月は 31%がプラスで 69%がマイナス、19 年 3 月は 63%がプラスで 37%がマイナスであったとのことです。

INSURANCE NEWSLETTER

【参考】投資信託の運用損益別顧客比率



(出典) 金融庁ウェブサイト (脚注 14)

外貨建保険では運用評価率が-10%以上から+10%未満の顧客の割合が 69%と多数を占める一方で、投資信託では-30%未満や+30%以上の顧客が相対的に多く存在することについて、外貨建保険は主として外国債券で運用していることから比較的ばらつきが少ないものと分析されています。

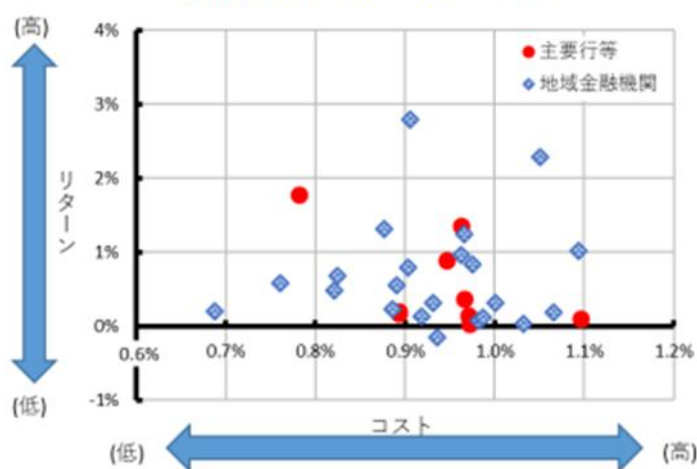
外貨建保険と投資信託の比較について、外貨建保険は死亡保障などの保障機能を有しているところ、本指標ではこのような保障機能が反映されておらず、投資信託といずれが顧客に有利かを本比率でもって単純に比較することは必ずしも適切ではないことに留意が必要であるという点が改めて指摘されています。

(2) 銘柄別コスト・リターンについて

各販売会社の外貨建保険のうち契約日から 5 年以上経過した外貨建保険について、コスト・リターンを検証したところ、各社の全銘柄加重平均値については、両者に明瞭な関係は認められなかったとのことです。

INSURANCE NEWSLETTER

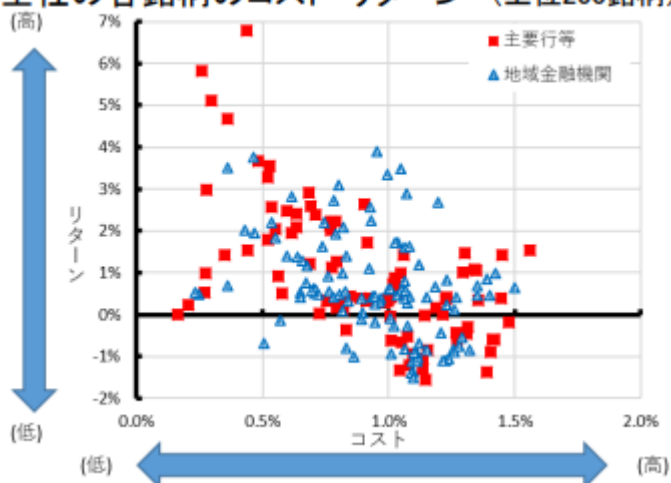
【各社のコスト・リターン】



(出典) 金融庁ウェブサイト (脚注 14)

一方、全社の銘柄別に見ると、コストの上昇に伴いリターンは一定程度下落する傾向が見られ、その原因として、(i) 外貨建保険においては、早期に解約するほど解約控除が大きくなる場合が多いため、契約期間が長いほど 1 年あたりリターンが高くなる傾向にある、(ii) 契約期間が長いほど 1 年あたりの代理店手数料率は小さくなるため、コストも低くなる傾向があるとして、契約期間の長短が上記関係に影響している要因と考えられると分析されています。

【全社の各銘柄のコスト・リターン (上位200銘柄)】



(出典) 金融庁ウェブサイト (脚注 14)

外貨建保険と投資信託の比較の観点からは、外貨建保険のコスト・リターンについては、保険会社が販売代理店に支払う代理店手数料率をコストとしている一方、投資信託のコスト・リターンについては、顧客が負担する販売手数料率及び信託報

INSURANCE NEWSLETTER

酬率をコストとしていることから、投資信託とコスト同士で比較することは適切でないことに留意が必要であるとされています。

3. 共通 KPI の今後

「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択する金融事業者においては、2022 年 3 月末時点の計数を公表することが期待され、公表した金融事業者は、金融庁のウェブサイトの報告様式を参照し、2022 年 6 月末までに金融庁宛てに報告することが期待されています。金融庁においては、2022 年 6 月末基準の金融事業者リストから、投資信託・外貨建保険共に共通 KPI の公表の有無を新たに掲載する予定であり、また、外貨建保険の共通 KPI については、今年中に上記の試行的な分析をベースとした分析内容を公表する予定であるとのこと¹⁵。

文献情報

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Insurance & Reinsurance 2022 - Japan Trends and Developments」

掲載誌 Chambers Global Practice Guides Insurance & Reinsurance 2022

著者 吉田 和央
- 書籍 『金融機関の法務対策 6000 講 第三巻 付随業務・周辺業務・Fintech 編』

出版社 株式会社きんざい

著者 吉田 和央（共著）
- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2022 - Japan Chapter」

掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2022

著者 吉田 和央

NEWS

- 新人弁護士（41 名）が入所しました
- Chambers Asia-Pacific 2022 にて高い評価を得ました
Chambers Asia-Pacific 2022 で、当事務所は日本における各分野で上位グループ

¹⁵ 西沖悠ほか「外貨建て保険を『見える化』する共通 KPI の概要と解説」週刊金融財政事情 3440 号 31 頁（2022）

INSURANCE NEWSLETTER

にランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。
さらにタイ（Chandler MHM Limited）及びミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）においても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

・ Insurance (Band 1)

弁護士

JAPAN

・ Insurance : 増島 雅和、吉田 和央

- The 13th edition of The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™にて高い評価を得ました

Best Lawyers®による、The 13th edition of The Best Lawyers in Japan™にて、当事務所は、Banking and Finance Law ならびに Corporate and Mergers and Acquisitions Law にて"Law Firm of the Year"を受賞しました。

当事務所の弁護士 127 名が The Best Lawyers in Japan™に、63 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選出されております。Insurance Law 分野からは、増島 雅和と吉田 和央が Best Lawyers に選出されました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com